

学校法人明秀学園日立高等学校 いじめ防止基本方針

～いじめのない安全・安心した学校を目指して～

平成26年4月1日策定

平成30年4月1日改定

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、将来にわたって、その心身の健全な成長に影響を及ぼすだけでなく、生命または身体に重大な問題を生じさせる恐れがある。いじめを防止するためには、全教職員が、自己の役割を認識し、「いじめは絶対に許されない」「いじめは放置しない」という姿勢の下、あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指すとともに、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるよう、生徒が主体となって、いじめのない社会を実現するという意識を育むことが必要である。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

4 いじめ防止等に関する基本的施策

本校は、1925年（創立時）に制定された建学の精神「明るく 清く 凛々しく」および校訓「至誠 敬愛 自律 勤勉 協力」を基調に、いかなる時代の変化にもしっかり対応し、厳しい経済環境にあっても「私学」の使命を発揮しながら地域社会に貢献するため2013年、新たな教育目的「骨太な全人教育」を掲げた。それは、「将来にわたり学び続ける力の育成、他者と共に生き抜く力の育成、健やかでたくましい心身の育成」をし、卓越性を追求するものである。これらの観点から本校は、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができる環境を整え、一人ひとりの生徒を、多様な個性を有するかけがえのない存在として尊重し、その尊厳を重んじ、主体的にいじめ問題に取り組む。

「いじめ対策室」の設置

いじめ対策室を設置し、いじめに関する問題解決（未然防止・早期発見・早期対応・再発防止）の拠点とする。対策室長は教育相談係長が兼任し、生徒指導部長・副部長・特別活動課長・養護教諭・スクールカウンセラーによって構成する。いじめ対策室は各コース、各部署と連携していじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止のための施策を企画・運営する。また生徒会本部や専門委員会などの生徒会機関とも連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止のための生徒の主体的な活動を促す。

5 いじめに関する具体的対応

5-1 いじめ未然防止のための取り組み

①いじめの起きない学校風土づくり（生徒の「居場所づくり」・「活躍の場づくり」）

HR活動や特別活動（生徒会活動、委員会活動、部活動など）を通じ、生徒の輝ける場所をつくる。

②LHRを利用した「いじめについての考える授業」の実施

LHR年間計画の中で特別活動課の企画する「いじめについての考える授業」を実施し、生徒たちがいじめについての理解を深め、生徒たち自身がいじめを未然に防いだり、いじめを早期に発見する力を養う。

③教員研修の実施

いじめについて、その発生の構造や事例について理解を深め、正しい知識を教職員が共有する。教師陣がいじめの発生する要素を事前に細やかに把握することで、いじめの発生につながるような状況に対して速かに適切な指導、対応ができる力を身につける。また、授業力のスキルアップを図り、生徒のわかりやすい授業、生徒が主体的に考える授業、生徒同士が学び合う授業を実践し、生徒の自己有用感を高める。

5-2 いじめ早期発見のための取り組み

①生徒が打ち明けやすい環境づくり

担任や教科担当者が日々の生徒との関わりの中で、遅刻欠席過多生徒や校則違反が目立つ生徒等に対して積極的観察や教育相談活動を行うことにより、生徒の些細な変化に気づき、生徒が打ち明けやすいような投げかけを工夫するように努める。

また、管理職や教科外の養護教諭、司書教諭、スクールカウンセラー等も含め、全教職員が日常的な声かけや観察を行い、他教諭との見取りのすり合わせや情報連携に努める。

②いじめ対策室との連携

担任や教科担当者がいじめ早期発見に努めるとき、発見者が一人で抱え込まないためにも、いじめ対策室は当該教師が他の教師（またはカウンセラー）にコンサルテーションを求めることや、教育相談場面への同席を求めることを推奨し、コーディネートや事例アセスメントのサポートを行う。

③いじめに関するアンケート調査実施

いじめに関するアンケートを6月・11月・2月の年3回実施し、いじめの未然防止・早期発見に努める。該当する項目にチェックのある生徒には面談を行い、いじめに関する面談シートを作成し、いじめ対策室に報告する。

④いじめチェックリストの活用

いじめチェックリストを活用し、担任だけではなく、コース主任や教科担当者など多角度から生徒たちの状況を定期的にチェックし、いじめの早期発見に努める。

⑤各コースの正副委員長会議の開催

毎月1回、各コース主任主催の正副委員長会議を開く。各HRの正副委員長がそれぞれのHRで出た問題を共有し、アドバイスをもらい、生徒同士で解決する場とする。また各コースの方向性を決める議事の場合、各コースが抱える問題の共有、解決の場とする。いじめはHRだけでなく、各コース、各学年にまたがることもあるので、いじめの早期発見にも正副委員長会議は有効である。

ここで出てきた情報は、いじめ対策室とも情報共有し、いじめへの対応の初動を遅らせないように努める。

⑥心配な生徒に関する情報連携

担任は、明確な理由のない欠席や連続欠席者など心配な生徒について「心配な生徒に関する記録シート」に観察・指導状況を記録し、コース主任に報告し情報を共有する。コース主任は担任及び当該生徒と面談を実施し、いじめ対策室と連携をとる。「心配な生徒に関する記録シート」のデータはいじめ対策室が管理し、継続的に観察していく。

5-3 いじめへの対応（早期対応と再発防止のための取り組み）

いじめの発見	<ul style="list-style-type: none"> ①いじめチェックリストの結果や各教職員の観察により発見。 ②いじめのアンケート調査の情報から発見。 ③生徒・保護者・外部からの各教職員への相談、通報により発見。
いじめ対策室への報告 (初期対応)	<ul style="list-style-type: none"> ●事実確認後、即対応できる案件は「いじめ対策室」と各コースが協力して対応し、速やかな解決を図る。 ●いじめに関する重大事態と考えられるケースは管理職に「いじめに関する重大事態対策委員会」の設置を提案。 【いじめの重大事態とは】 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

早期対応
<ul style="list-style-type: none"> ●正確な実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する。 ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 ●指導体制と方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・指導のねらいを明確にする。 ・すべての教職員の共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を決定する。 ●被害を受けた生徒への早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒を保護し、心配や不安を取り除く。 ●加害行為を行った生徒への早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。 ●保護者との早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・直接会って、具体的な対策を話す。 ・協力を求め今後の学校との連携方法を話し合う。

いじめに関する重大事態対策委員会の設置
<ul style="list-style-type: none"> ●管理職が重大事態であると判断した場合、「いじめに関する重大事態対策委員会」を設置。 ●委員会は次の4つの役割を担う。 <ul style="list-style-type: none"> ①問題解決に向けた対応策の決定・指示 ②外部機関との連携 ③第三者機関との連携 ④マスコミ等への対応 ●委員会は次のメンバーで構成する。 学校長（副校長）・教頭・主幹・各コース主任 生徒指導部長（副部長）・教育相談係長 特別活動課長・養護教諭 スクールカウンセラー （その他、担任・教科担当・部活動顧問など必要があれば招集） ●必要に応じて第三者機関（弁護士・医師・県私学振興室・警察など）に相談、報告して助言、協力を要請。

再発防止のための取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 【被害を受けた生徒への関わり】 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる欠席期間中の扱いについて配慮 【加害行為を行った生徒への関わり】 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者への謝罪の気持ちを醸成する支援 【全校生徒への関わり】 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅宣言 ・生活態度改善への声掛けの強化 【全教諭への関わり】 <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止研修の実施 ・指導体制の見直し（組織評価）

重大事態対策委員会からの指示・対応
<ul style="list-style-type: none"> 【被害を受けた生徒への対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難と安全確保 別室や自宅での学習 など ・思いへの寄り添い ・カウンセリング、家庭訪問 など ・保護者を含めた話し合い 対応内容の報告、再発予防案の提示 【加害行為を行った生徒への対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部による面談 ・被害者の救済を最優先した指導 公的指導（退学・停学・訓戒） 生徒指導部長・コース主任からの注意 【学校全体としての対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成、全職員での情報共有 ・加害者への指導案の審議決定 ・県への報告 ・第三者機関との連携、調査協力

6 学校評価における留意事項等

いじめ問題に適正に対処するため、次の4点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

- ①「いじめ未然防止のための取り組み」に関すること。
- ②「いじめ早期発見のための取り組み」に関すること。
- ③「いじめへの対応」に関すること。
- ④「再発防止のための取り組み」に関すること。